

# Idan Landau: *A Two-Tiered Theory of Control*

Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 2015. x + 114pp.

---

前澤大樹

---

## 1. はじめに

著者 Landau は、1999年の学位論文で提唱した制御の Agree モデルを、以降一連の著作で追求し、同構文を扱う研究に於いて一定の賛同を得てきた。制御子と PRO の一致関係が Agree 操作によって確立されるとするその主張は、優れて一般的な通言語的事実を導き得るだけでなく、極小主義の方針に沿って、文法装置を基本的な対象物と操作に還元しようとする近來の動向に調和するものである。しかし一方で、このモデルが本質的な部分で問題を有することは著者自身の認識するところであった。本書は、特に義務的制御 (obligatory control, OC) に焦点を合わせて、Agree モデルとそれが依拠する言語事実を再検討し、異なる接近法によって、その問題点を克服する代案を提示したものである。より具体的には、OC に関する一般化を態度/非態度文脈の観点から捉え直し、本書の表題が示唆するように、制御補文に“単層”構造のものとその上位に“第二の層”を持つものを認めることで、Agree モデルに含まれる恣意的規定を排除し、かかる一般化と他の諸特性が自然な形で導出されると主張する。

本書の構成は以下の通りである。1章では、本書の目的を明らかにするとともに、その主張を簡潔にまとめている。2章では、基本的事実と帰納される一般化を提示した後、Agree モデルとその問題点を概観している。3章では、上述の観点からの再定式化に基づいて新たな分析を提示し、一般化を導くメカニズムを詳述している。4章及び5章では、制御構文が示す他の特性を扱い、提

案した理論により強固な経験的基盤を与えることを試みている。更に6章の結論では、制御構文全体を包括する統一的理論への展望が述べられている。

紙幅の都合上、以下では議論の軸となる一般化を中心として、著者の主張と分析の特に統語的・形態的側面を概観した後、本書の意義と課題、今後の展望について述べる。

## 2. OC-NC一般化と Agree モデル

Landau (1999) では、OCに於けるPROの解釈に制御補文の担う時制が密接に関与しているという通言語的観察が示されているが、本書では加えて補文が語彙的主語を持ち制御関係が無い場合 (no control, NC) を包摂し、Agrをもう一つの因子とする (1) の一般化を得ている。

### (1) *The OC-NC generalization*

In a fully specified complement clause (i.e., a clause in which the I head carries slots for both [T] and [Agr]):

a. If the I head carries both semantic tense and agreement ([+T, +Agr]), NC obtains.

b. Elsewhere, OC obtains. (Landau (2015: 7))

即ち、直説法補文に加え、主節から独立した時制解釈を受ける一つまり [+T] の接続法節や屈折不定詞節がNCを示す一方、[+T] の(非屈折)不定詞節、[-T] の不定詞節や接続法節等の補文はOC構文を構成する。

Agreeモデルに於いては、この一般化は2つの素性 [T] と [Agr] を (2) の付与規則によって関連付けることで導かれる。つまり、(2) に従ってI主要部に付与される解釈不可能な指示性素性 [ $\pm \mu R$ ] は、主語の担う [ $\pm R$ ] との Agreeによって削除されねばならないが、前者の値は [T]・[Agr] の値の組み合わせによって定まるため、I主要部が [+T, +Agr] の場合のみ語彙的/pro主語が、それ以外の値をとる場合にはPRO主語が生起することになる。

### (2) [R]-Assignment Rule

For  $X_{[\alpha T, \beta Agr]} \in \{I, C, \dots\}$ :

a.  $\emptyset \rightarrow [+uR]/X_{[\_]}, \text{ if } \alpha = \beta = \text{'+'}$

b.  $\emptyset \rightarrow [-uR]/\text{elsewhere}$  (op. cit.: 11)

更に、(2) によって導入された PRO と制御子の形態的一致は (3) と (4) に示す 2通りの機序で確立される。何れの場合も、PRO は直接、或いは C を介して間接的に制御子と同一の機能範疇 T/v と Agree 関係を結び、実質的に制御子により  $\phi$  素性を値付けされる。

(3) PRO-control

(4) C-control

...T/v... DP... [CP C [TP PRO $_{[\phi]}$ T]]      ...T/v... DP... [CP C $_{[\phi]}$  [TP PRO $_{[\phi]}$ T]]

(op. cit.: 11)

しかしながら、Agree モデルに基づくこのような分析は、幾つかの点で概念的・技術的困難に直面する。著者は7つの重要な問題を指摘するが、本稿が扱う部分に特に関連するのは、(i) (2) の [R] 付与規則が明らかに規定的であり、(1) の一般化が真に説明されていない点、(ii) (3) と (4) に見る T/v は制御子によって付値され、非局所的な PRO/C との Agree が動機付けを持たない点、(iii) 生起が制御環境に限定される特異な性格を PRO に認めねばならない点である。

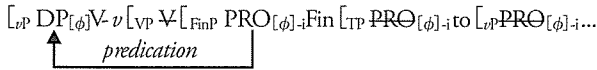
### 3. 代案：叙述制御 vs. 意識主体照応制御

上述の問題を解決するため、著者は OC を示す補文を改めて観察し、PRO の解釈について異なる特性を示す 2クラスの区別が、時制解釈とは異なる観点から捉え直し得る事実に着目する。即ち、PRO が制御子を真部分集合として含む集団を指す解釈（部分制御 (partial control, PC)）を許す OC 補文が態度文脈を構成するのに対し、PRO に制御子と厳密な同一性が要求される（完全制御 (exhaustive control, EC)）OC 補文は非態度文脈を構成し、両者の担う [T] の異なる値はこの違いの副産物として得られる。

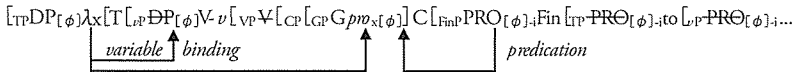
著者はこれら 2種類の補文の OC 関係が異なる手段によって確立されると主張し、前者を意識主体照応制御 (logophoric control)、後者を叙述制御 (predicative control) と呼んで、意味的検討に基づいて概略 (6) と (5) に示すような異な

る構造を与えている。

(5) *Predicative control*



(6) *Logophoric control*



(5) ではPROの移動により形成された述語FinPが制御子を直接叙述して制御関係が確立されるのに対し、(6)の制御関係は制御子と補文内の*pro*が変項束縛によって同一指示を得、後者に概念生成子Gが適用されて形成されたGPをFinPが叙述するという機序による。即ち、叙述制御が叙述関係によって達成される一方で、意識主体照応制御はそれに加えて*pro*を介した変項束縛を伴っており“二層的”である。

このモデルの下では、(1)の一般化は[T]への言及を排除して(7)のように述べ直される。

(7) *The OC-NC generalization (restated)*

[+Agr] blocks logophoric control but not predicative control. (op. cit.: 20)

[+Agr]の効果に関する2種類のOC間の違いを説明するため、著者は叙述及び束縛に対する形態的一致の効果に関して提案を行う。つまり、局所的束縛代名詞が(8)のPF条件に従って束縛子との素性共有を要求されるのに対して、叙述関係はそのような条件を課されていない。PROが $\phi$ 素性に固有の値を持たず、[+Agr]のTが $\phi$ 素性が値付けされて派生に入るなら、意識主体照応制御の場合、(9)に示すように $\phi$ 素性に値はTからPRO、PROから*pro*と連鎖的に伝播し、制御子によって束縛されるべき段階で*pro*の $\phi$ 素性は既に値付けされている。従って、制御子と*pro*の間に素性共有は成立しないが、両者は同一の書き出し領域内にあるため、かかる表示は(8)の条件によって排除され、[+Agr]によるOCの阻止が説明される。一方、叙述制御の場合には、PROによる制御子の叙述を阻むものは何も無いため、OCは[+Agr]によって阻止されない。結果として、(2)のような規定なしに(7)の一般化が得られ、(i)

の問題は回避される。

(8) *PF condition on bound pronouns*

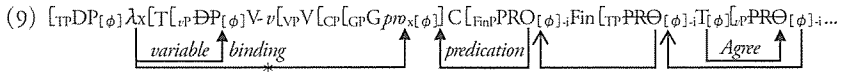
Given a PF representation containing  $[\Sigma \dots X_i [\alpha] \dots pron_i [\beta] \dots]$ , where

a.  $\Sigma$  is the Spell-Out domain of  $X$  and *pron*;

b.  $X$  binds *pron*;

c.  $\alpha$  and  $\beta$  are the  $\phi$ -sets of  $X$  and *pron*, respectively. Then (d) holds:

d.  $\forall F_\alpha[n], F_\beta[m], F \in \alpha \cap \beta: m = n$  (op. cit.: 52)



この分析は、同じく (ii) と (iii) の問題をも解消する。PROがD素性と値を欠く  $\phi$  素性のみから成るなら、直接の帰結として値付けを要求するその特性が Agree 及び叙述・変項束縛を動機付けることになる。また、ここで PROは *pro* や再帰詞と同一の“最小代名詞”が制御補文の主語位置に生じたものに過ぎず、それ自体に何ら特別な性格を認める必要は無い。

#### 4. 更なる経験的基盤

上で見た議論に加えて、提示した制御の二層理論により広汎な経験的支持を与えるべく、著者は更に OCが示す幾つかの特性を検討し、それぞれに於いて2種類のOCの区別が妥当であり、且つ両者に仮定した派生により説明可能であることを示している。とりわけ、(i) PROに対する有生性制約、(ii) 潜在項による制御の可能性については、重要な事実に当該理論の下で率直な説明を与えている。

PROに課せられる有生性制約については、著者は先ずそれが正しくないことを指摘する。(10)の対比に見るように、意識主体照応制御が有生の制御子を要求する一方で、叙述制御は無生物による制御を許す。これは、PROの形成する述語の主語が、前者では態度保持者に同定されるのに対し、後者では制御子そのものであることに起因する。また、潜在項による制御が許されるのは、実際には意識主体照応制御に限定され、叙述制御は潜在項の制御子を許容しな

い。潜在項に対する叙述は一般に不可能なので、これは理論が予測するところに正に一致し、その妥当性が支持される。

- (10) a. \*The contract guaranteed not to be violated. (*Logophoric control*)  
 (op. cit.: 67)
- b. This key<sub>i</sub> will serve/do [PRO<sub>i</sub> to open the door]. (*Predicative control*)  
 (op. cit.: 66)

## 5. 展望と課題

Agreeモデルの困難を排除する理論の提示を試みた本書は、制御現象の本質解明に向けた著者従来の取り組みを更に推し進めるものであり、そこにはとりわけ、3つの点で大きな概念的・理論的意義を認めることができる。第1に、従来OC補文の2つのクラスを本質的に定義すると考えられてきた時制特性の違いを、態度/非態度文脈というより根源的な区別の副産物として還元し、それによってad hocな規定によらず(1)の一般化を捉えると同時に、他の特性に於ける両クラスの違いに自然な説明を与えている点が挙げられる。即ち、観察される事実は、解釈特性に基づいて提案された2つの構造に見る制御達成の手段の違い—制御子との結び付きが叙述のみによって達成されるか、或いは変項束縛を伴うか—の帰結として導かれる。2つ目は、PROを広い分布を持つ最小代名詞が制御環境に現れたものと捉え、その特異性を生起環境に帰することで、特別な語彙特性を付与された空範疇の仮定を排除し得ている点である。加えて第3に、提案した構造により、制御子とPROの一致関係のみならず、解釈上の同定関係であるOC関係そのものが確立される機序を、しかも叙述と変項束縛という独立の基盤を持つ関係に基づいて提案している点が注目される。

しかし一方で、理論に意味的基盤を与え、概念的・技術的な問題を解決することに重きを置いた本書の分析に、より十分な検討と精緻化の余地が残る点は否めない。例えば、制御子・PRO間のAgreeの動機の欠如を指摘しながら、標準的Agree機構によらない素性転送/共有過程を導入していることは、意図する技術的観点から状況の改善と見なし得るか疑わしい。叙述と束縛による素性

値の伝播は現象として独立に確認されるとは言え、それ自体を素性共有の手段として認めるならば、Agreeモデルに比べて概念的簡潔性は寧ろ損なわれるおそれがある。PROには何れにしても値未付与の $\phi$ 素性を仮定するのだから、著者の指摘する動機の問題は、逆行Agreeまたは多重Agreeを採用することでも解決可能と考えられる。また、意識主体照応制御に仮定されるPROから $pro$ への素性転送は、派生を詳細に検討するなら機能するか疑問である。PROの移動によって形成される述語FinPが叙述する対象は、厳密には $pro$ ではなくそれを含むGPだからである。更に経験的側面では、十分な説明が与えられておらず分析の方向性を示唆するに留まる特性が残されている点に課題が残る。

これらの課題を残しながらも、近年の成果に基づきながら新たな接近法を試みることで、制御現象のより本質的な解明を目指す本書は、同構文の研究に於いて必ずや大きな進展をもたらし、重要な位置付けを持つことは疑い無い。

#### 参考文献

Landau, Idan. 1999. Elements of control. Doctoral dissertation, MIT.